２　法第四十三条第四項に規定する申請書は、同項の主務大臣が定める様式によるものとする。
３　前二項に定めるもののほか、法第四十三条第一項の認定の手続に係る事項は、同項の主務大臣が定める。

（認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の要件）

第四十九条　法第四十三条第六項第五号の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。
一　その構成員となることを希望する者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
二　法第十条第一項に規定する基本方針に照らし適切なものであると認められる農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた中期的な計画を有すること。

（認定農林水産物・食品輸出促進団体に係る変更の認定の申請）

第五十条　法第四十五条第一項の変更の認定を受けようとする認定農林水産物・食品輸出促進団体は、同項の主務大臣が定める様式による申請書を当該主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第四十八条第一項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（認定農林水産物・食品輸出促進団体に係る軽微な変更）

第五十一条　法第四十五条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
一　法第四十三条第四項第一号に掲げる事項の変更
二　法第四十三条第四項第三号に掲げる事項の変更
三　法第四十三条第四項第四号に掲げる事項の変更
四　法第四十三条第四項第五号に掲げる事項の変更
五　業務規程の変更（次に掲げる変更を伴うものを除く。）
イ　農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者（農林水産物又は食品の輸出のための取組を行うものに限る。）との緊密な連携の確保の方法に関する事項の変更
ロ　法第四十三条第一項に規定する輸出促進業務の対象とする生産地等（農林水産物又は食品が生産され、製造され、又は加工される地域をいう。）の変更

（認定農林水産物・食品輸出促進団体に係る変更の届出）

第五十二条　法第四十五条第二項の規定による届出は、同項の主務大臣が定める様式による届出書を提出してしなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第四十八条第一項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（認定農林水産物・食品輸出促進団体に係る廃止の届出）

第五十三条　法第四十六条の規定による届出は、廃止の日の三十日前までに、同条の主務大臣が定める様式による届出書を提出してしなければならない。

（立入調査等をする職員の身分を示す証明書）

第五十四条　法第五十三条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式一又は別記様式二によるものとする。
２　法第五十四条第二項において準用する法第五十三条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式三によるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（立入調査等をする職員の身分を示す証明書）

第三十三条　法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式一又は別記様式二によるものとする。
２　法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式三によるものとする。